

# わたしの生き方セミナー

～ いつまでも自分らしく 終活2022 ～

## 遺志を継ぐもの Part I 成年後見制度と相続・遺贈～事例紹介

講師 北海道行政書士会 札幌支部  
行政書士 荒谷 智（あらかや さとる）

令和4年6月22日終活セミナー資料

# 1. これからの人生を実りあるものにするために

- ① 安心できる人生を送るために → 今の悩み・不安を解消
- ② 心身ともに健康であること → 今の健康状態を把握
- ③ コミュニケーション → ご縁を大切に…
- ④ 生きがいを見つける → 趣味、社会貢献…

## 2. 終活するための留意点

- 認知症になった等ご自分の判断能力が低下した場合 → 自分らしい終活は困難になる。
- 判断能力が低下したときの終活も考えて → 認知症の生活をどう過ごしたいか
- ご自分の意思を引き継いでくれる家族や親族と、話し合いを持つこと  
→ 終活について家族から切り出せない、**自ら話し合いの場**をつくることが大事！
- **エンディング・ノート**の存在は、残された家族にとって大変助かる。  
→ 事前に家族や信頼できる方にエンディング・ノートの存在を知らせた方が良い。  
→ 法的根拠はなく備忘録的なものであり、遺族が希望通りに叶えてくれるか分からない。

## 3. 終活を希望通りに実現させるためのツール（1）

### ① 任意後見契約(移行型)

- 判断能力がしっかりしているうちに、信頼できる方と財産管理等委任契約、任意後見契約、（死後事務委任契約）を同時に結ぶ契約。
- 公正証書で作成する。成年後見制度の中に含まれている制度。

### ② 公正証書遺言

- 公証役場で、公証人の助言をもらいながら作成する遺言書。二人以上の証人が立ち会うため、信頼性が高く紛争リスクを軽減できる遺言。

### ③ 事務委任契約

- 財産管理、生活支援、身元保証、死後事務委任契約等老後の生活を支援する契約。

### 3. 終活を希望通りに実現させるためのツール（2）

- ④ **家族信託** → 家族や親族に、ご自分の財産の運用・管理を託す制度。  
（要は、**親が元気なうちに子供が財産管理・運用を行うこと。**）  
→ 例えば、不動産を売却して介護費用に充てたり、収益アパート等不動産の管理・運用、財産引継ぎ先選定等
- ※ 家族信託は紛争リスクの可能性があるので、**充分家族と話し合うことが重要!**  
（方針が決まったら**専門家も家族の会議に参加させること!**）
- ⑤ **尊厳死宣言・日本尊厳死協会の加入** → 終末期のご意志を明確化
- ⑥ **医療大学の白菊会へ「献体」登録** → 医学発展のための社会貢献

## 4. すでに認知症になった場合の終活ツール

- 成年後見制度の利用  
    **(法定後見)**
  - 判断能力が低下した時に、家庭裁判所に後見等の申立てをする制度。
  - **後見**…判断能力がない
  - 保佐**…著しく判断能力がない
  - 補助**…判断能力が不十分

※例えば、ご本人が判断能力がないときに、不動産の売却や相続の遺産分割協議書の手続き、定期預金の解約、多額のお金をおろしたい、契約書締結等が発生したら、成年後見人をつけるように関係機関から必ず言われる。(内容によっては、**家庭裁判所の許可**が必要な場合がある。)

## 5. 事例研究①～おひとり様Oさんの場合～

### 1. 身寄りのないOさん(当時90歳)からの終活依頼内容

- ① 亡くなった時の葬儀、死亡届、年金・区役所等届出、居室整理が心配。
- ② 認知症になった時の財産管理、病院の入退院手続きをやってもらう人を探している。
- ③ 私が亡くなったら、お世話になった施設と札幌市へ寄付(遺贈)したい。

### 2. 解決した手続き内容 → 任意後見契約(移行型)、公正証書遺言

- ①及び②について、任意後見契約(移行型)で解決 ③について、公正証書遺言で解決

※その後のOさんは102歳まで穏やかに過ごされ、天寿を全うされました。

## 5. 事例研究②～妻を思いやる夫Tさんの場合～

### 1. 病弱の妻を思いやる夫T(当時85歳)さんの依頼内容

- ① 施設・病院等の身元保証人になってもらいたい。
- ② 病院の送迎や必要に応じた買い物支援
- ③ 葬儀埋葬納骨等の死後手続きをお願いしたい。
- ④ お世話になった全ての方々に遺産を渡したい。

### 2. 解決した手続き内容 → ①②③事務委任契約(のちに任意後見契約移行型)、 ④は公正証書遺言で解決。

※Tさんの愛妻は3年前に亡くなりましたが、Tさんは95歳になった現在も、趣味の執筆活動やゲートボールを通して社会との関わりを持って、お元気に過ごされています。

## 5. 事例研究③ ～検体・尊厳死宣言を希望したNさんの場合～

### 1. Nさん(当時86歳)依頼内容

- ① 居室整理等死後の事務手続きをお願いしたい。
- ② 身寄りがいないので、葬儀はしないで検体で対応してもらいたい。
- ③ 延命措置はとらないで最大限痛みを和らげて安らかに自然に死にたい。

### 2. 解決した手続き内容

- ①について、任意後見契約(移行型)、②は某大学の白菊会で検体登録
- ③は尊厳死宣言(公正証書)を作成して対応。

※Nさんは一昨年94歳で亡くなりましたが、最後までご自分の意思を貫いた人生でした。

## 5. 事例研究④～既に認知症になったHさんの場合～

### 1. Hさん(当時82歳)の長女Aさんからの依頼内容

- ① 不動産を含めた財産管理
- ② 施設入居等介護関連手続き
- ③ 実妹Bさんとの関係修復 (Hさんの強い願いであった。)

### 2. 解決した手続き内容

- ①及び②について、法定後見を利用し、後見人として財産管理及び身上保護を行った。(札幌家裁へ後見申立てをした。)
- ③について、本人情報の連絡を通じて関係修復を図ったが失敗。

※Hさんは92歳で他界、相続手続きは弁護士を通して調停を行い、解決した。

## 5. 事例研究⑤～終活支援できなかったAさんの場合～

### 1. Aさん夫婦(当時83歳)の依頼内容

- ① 親族の無心防止の財産管理と寝たきりの妻の身上保護
- ② 死後も夫婦の思いを伝えるため、遺言書を作成したい。

### 2. 解決した手続き内容

- ① 夫婦二人分の任意後見契約(移行型)
- ② 夫婦相互の公正証書遺言

※Aさん宅の近隣に住む親族から強いクレームあり。Aさんはこの親族の意見にやむなく同意して、任意後見契約を合意解除した。その6ヵ月後、Aさんは持病悪化のため死亡。妻は今年6月初旬病死。

## 5. 事例研究⑥～親なき後の問題～

1. 私は経験していない問題です。でも、私にとっても切実な問題です。
2. 母親が亡くなった後、残された障がい者の娘の生活が心配。
3. 利用する手続きを考えると…
  - ①母と信頼できる方の二人を後見人として成年後見制度の利用を勧めるべき。
  - ②母亡き後のことを考慮して、信頼できる家族と信託契約を結ぶ。
  - ③母親の公正証書遺言、任意後見契約を結ぶ…

## 5. 事例研究⑦～終活終了後もFさんの思いは続く…～

### 1. Fさん(当時70歳)の依頼内容

- ①親族とは疎遠なので、後見人になってもらいたい。
- ②検体にしているので葬儀不要、死亡届、年金等事務手続き、居室整理を頼みたい。
- ③死後、友達に連絡しても親族には一切連絡しなくていい。

### 2. ①②は任意後見契約、③は死後本人が作成したメモ帳で対応

※実はFさんには東京在住の2人の息子がいた。Fさんが病床に臥している時、Fさんに息子たちへの連絡の有無を確認したところ、連絡をとってもよいとのこと。その後、2人の息子から手紙が届いた。Fさんは病気のため目が見えなくなっていたので、私が代読した。代読後、Fさんが涙を流しているのを見た時、私にはFさんの今までの思いやわだかまりがやっと解けたように思えた。

本人はその1ヵ月後逝去。享年78歳。本人の居室整理をしている時、二人の息子の幼少時の写真と財産分与を記載した自筆証書遺言を発見。疎遠になっていても、親子の愛情はいつまでも変わらないことを感じた事例であった。

## 6. 終活に関連した諸問題

1. **介護**のこと…各地域の地域包括支援センターは心強い味方。
  2. **お金**のこと…年金だけでは不足。労働収入、自宅有効利用、生活費の見直し、生活保護制度の利用。
  3. **詐欺・犯罪**から身を守ること…自動通話録音機の利用、固定電話の解約、クーリング・オフ利用。
  4. **夫婦・家族間**の問題…自ら話し合う機会を設け、相手の気持ちを理解するために、何回でも話し合うことが大事。
  5. **7040、8050**問題…今のまま自分らしく生きればいい、と子供の存在を認める姿勢が大事。家族で悩みを抱え込まない。
  6. **親なき後**の問題…障がいの子供と生活している家族の問題。
- ※ 全ての項目で言えることは、躊躇せず勇気をもって誰かに相談することが大事!

## 7. もし悩んだら… まず連絡してみてください！

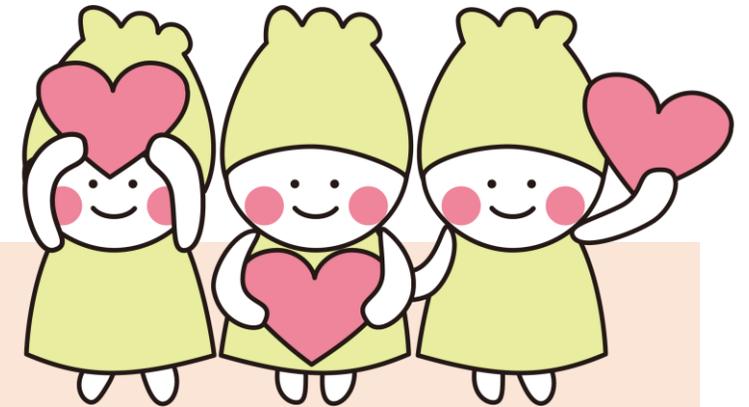
- ① **介護**のことで悩んだら…最寄りの地域包括支援センターへ
  - ② **お金**のことで悩んだら…取引先の金融機関、弁護士・司法書士事務所、区役所保護課へ
  - ③ **不動産**のことで悩んだら…法務局、司法書士事務所へ
  - ④ **もめごとや争いごと**が起きたら…法テラス、弁護士事務所へ
  - ⑤ **成年後見制度**を利用したい…**札幌市成年後見推進センター(令和4年3月設置)**、家庭裁判所、リーガルサポートさっぽろ、  
法テラス、北海道成年後見支援センターへ
  - ⑥ **遺言書**を作りたい…弁護士、司法書士、行政書士、札幌大通公証役場、札幌中公証役場へ
  - ⑦ **家族信託**を利用したい…司法書士、弁護士、税理士、行政書士事務所へ
  - ⑧ **相続手続き**をしたい…司法書士、弁護士、税理士、行政書士事務所へ
  - ⑨ **尊厳死宣言**をしたい…日本尊厳死協会、札幌大通・中公証役場へ
  - ⑩ **検体**を希望する… 医学部のある各大学白菊会(各大学総務部)へ
  - ⑪ **8050, 7040**問題で悩んでいたら…自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、  
KHJ全国ひきこもり家族連合会、よりそいホットラインへ
  - ⑫ **詐欺・犯罪・事故**にあったら…警察署、北海道立消費生活センターへ
  - ⑬ **年金**のことなら…札幌北、西、東、新さっぽろ年金事務所へ
  - ⑭ **生活全般**のことなら…北海道家庭生活総合カウンセリングセンター、区役所行政相談所へ
- ※電話番号の表示が無くてごめんなさい。

## 8. これからも健やかな生活を過ごすために…

- 私が関わった高齢者から聞いたお話です。(長生きの秘訣のような内容です。)
- ①毎日の**散歩**、ハイキング…下半身を鍛えること。
- ②**規則正しい生活**…早起きは三文の徳、夜更かしは一両の損。
- ③**1日3食**のバランスが取れた腹八分目の食事を摂ること。
- ④**コミュニケーション**…人とのかかわり合いを大切にすること。
- ⑤どんな時でも**笑顔**を忘れずに…笑顔は、人が寄ってきて励ましてくれる。
- ⑥「**生きがい**」を持っていますか?…趣味や自分の好きなことをすると、行動範囲が広がり、人とふれ合う機会が増える。

※今まで私が成年後見・任意後見で関わってお亡くなりになった高齢者は20名、最高年齢102歳、平均寿命94歳でした。今振り返ってみて、皆さん、天寿を全うした素晴らしい人生だったように私は思いました。

# ご清聴ありがとうございました



## 【お問合せ】

北海道行政書士会 札幌支部

TEL 011-271-0773

あらかやさとる総合事務所

TEL 011-398-5310

札幌市社会福祉協議会 広報戦略室

TEL 011-614-3345